

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の概要

平成23年5月
国土交通省

1. 制定の背景

- ・労働市場において、パートタイム労働者、派遣労働者、契約社員等の非正規労働者が雇用者に占める割合が3割を超え、失業者に占める長期失業者の割合も、すう勢的には上昇
- ・このような情勢を踏まえ、特に非正規労働者に対するセーフティネット強化のため、雇用保険法を改正し、適用範囲の拡大、受給資格の緩和等を実施
- ・しかしながら、短期に離職することにより受給資格を満たさない者、受給期間が終了しても再就職できない者が依然存在
- ・一方、失業後に再就職できない等により生活に困窮した場合、最後のセーフティネットとして生活保護制度があるが、利用し得る資産、能力等を活用した上で、それでもなお困窮していなければ、対象にはならない。
- ・このような状況を踏まえ、非正規労働者への新たなセーフティネットを恒久制度として求職者支援制度を創設

2. 求職者支援制度の趣旨・目的

求職者支援制度の趣旨・目的は、雇用保険を受給できない求職者に対するセーフティネットとして、

- ・当該求職者の就職に必要な基礎的及び実践的な職業能力を高めるための訓練を受講する機会を確保すること
- ・当該求職者が一定の要件を満たす場合には、その訓練期間中の生活を支援するための給付を支給し、
- ・あわせて、ハローワークが中心となってきめ細やかな就職支援を行うことにより、当該求職者の早期の就職を支援する制度

3. 求職者支援制度の対象者

- ・求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援する制度であることから、就職を希望し、支援を受けようとする雇用保険の被保険者及び受給資格者でない者を対象
- ・具体的には、雇用保険の受給終了者や、受給資格要件を満たさなかった者のほか、雇用保険の適用対象ではなかった離職者、学卒未就職者、自営廃業者等離職者ではないが求職している者

4. 船員になろうとする者への適用

法第17条で、「船員になろうとする者に関する特例」が設けられ、船員になろうとする者も当該制度の対象となっており、その取扱いについては、地方運輸局等で実施することとしている。

5. スケジュール（予定）

公 施
布 行
未 定
平成23年10月1日